

(案)
災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する
協定書
(電気設備)

国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所長 斎藤 充則
(以下「甲」という。)と、〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。)は、ダムの自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害(以下「災害」という。)における災害の拡大防止のための応急復旧業務(以下「業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は相模川水系広域ダム管理事務所が管理するダム管理施設等(以下「管理施設」という。)において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等(以下「建設資機材等」という。)について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

(協定の適用区分)

第2条 協定が適用される区分は、電気設備及び受変電設備に関する応急復旧等とする。

(業務の実施区間)

第3条 業務の実施区間は相模川水系広域ダム管理事務所直轄管理区間とし、別紙のとおりとする。

(業務の実施体制)

第4条 甲は、当該管理施設の災害に係わる緊急活動が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。
2. 乙は、要請を受けた場合、直ちに管理施設の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。

3. 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
4. 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

(業務の指示)

第5条 業務の指示は、甲又は施設管理課長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第6条 乙又は第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに施設管理課長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し、甲へ連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第10条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材の提供)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がない限り相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第12条 乙は、甲が特に必要として第3条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第13条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第14条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第15条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第16条 業務の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することが出来るものとする。

2. 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第20条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日 建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

ただし、予め局長の承認を受けた場合は、その限りではない。

2. 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、「電気設備工事A、B、C又はD等級」、「受変電設備工事」又は「国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA、B、C又はD等級に格付けされた関東・甲信越地域」のいずれかに登録されていない場合はこの協定を適用しない。

(雑則)

第21条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和7年4月1日

甲 国土交通省 関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所長 齋藤 充則

乙 ○○○○○○○○○
代表取締役 ○○○○○○ 印